

# 新出の一枚物の賀川流「死胎凡例八則」について ——“華岡青洲編『産科瑣言』諸写本の書誌とその内容の研究”補遺——

松木 明知

弘前大学大学院医学研究科麻酔科学教室

受付：令和3年1月22日／受理：令和3年10月4日

**要旨：**華岡青洲は「産科瑣言」の中で、死胎の診断基準に関連して賀川流の「八則」があると記しているが、この「八則」は賀川玄悦の「産論」にも記述されておらず、その詳細は不明であった。新出の一枚物の「死胎凡例八則」は新津直樹博士（甲府市）が所蔵しておられ、新津家医業の第二代元仲が1787年（天明7）に賀川満卿（玄悦の嫡子、有齋）から授けられたと考えられる。ほぼ同一の内容は満卿関係の写本に散見される。本史料は「産科瑣言」の記述の欠を補うだけでなく、賀川流産科の研究にとっても極めて有用である。

**キーワード：**華岡青洲、「産科瑣言」、賀川玄悦、「産論」、「死胎凡例八則」

## はじめに

著者は本誌66巻4号に「華岡青洲編『産科瑣言』諸写本の書誌とその内容の研究」と題する論考を発表した<sup>1)</sup>。その主旨は華岡青洲（以下「青洲」）の「産科瑣言」に対する従来の評価は誤っており、本書は一般の産科書ではなく、主として分娩前後の合併症に対する140方前後の処方を取載している処方集であることを示した。これは賀川玄悦（以下「玄悦」）の「子玄子産論」（以下「産論」）<sup>2)</sup>に示された処方の使い方が不適切であることを指摘するために、青洲が口述して門人が筆録したものであった。したがって内容的には産科の診断や合併症自体に関する記述は乏しいと言わざるを得ない。

「乏しい」と記したが、重要な事項については言及されており、その一つが「死胎」の診断に関することである。「臨産」の項の後半に「賀川氏ノ死胎八則」への言及があり<sup>3)</sup>、青洲は玄悦の説の一部には賛意を表しつつ、一部には異なる見解を示している。この賀川の「死胎八則」は「産論」には記述がない。そこで著者（松木）は上記の論考

において「しかし、賀川玄悦の『産論』には数カ所に『子死也』とあるが、まとめて八則とは記述されていない。賀川玄迪（以下「玄迪」）の『産翼論』には『死胎徴候』の一節があるものの『二十五則』であって『八則』ではない。」と記した<sup>4)</sup>。「産論」に関連した諸種の史料を探したが、「賀川氏ノ死胎八則」を見いだすことは出来なかった。

ところが、2021年1月に日本医史学雑誌編集室を介して、本学会会員新津直樹博士（甲府市）から連絡があり、同家に古くから伝わる一枚物の「死胎凡例八則」という史料の提供を受けた。精査した結果、これが正しく拙稿において論じた「賀川氏ノ死胎八則」の原典と思われ、これまでに報告されることがない新出の史料であることが分かった。この史料は青洲の「産科瑣言」の記述の不足を補うばかりではなく、賀川玄悦の研究、賀川流産科の研究においても重要と思われるので紹介し、併せて拙稿の補遺としたい。なお、本史料の紹介は新津博士の許可を得たものである。

## 1. 新出の賀川流の「死胎凡例八則」

まず「死胎凡例八則」の概要について記す。本

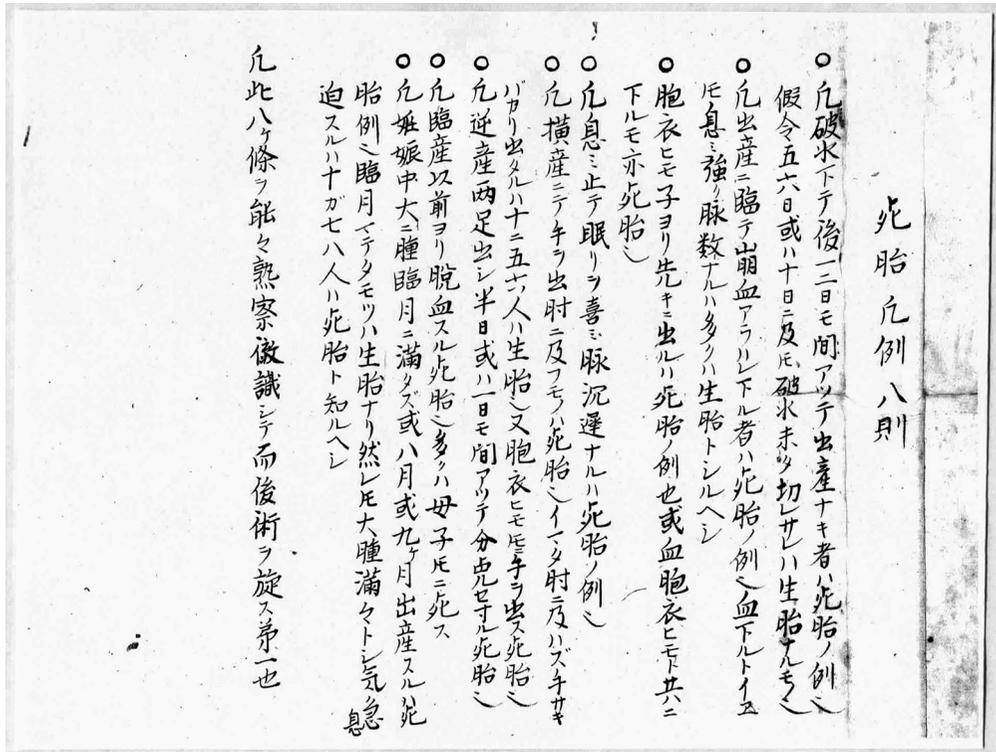


図1 「死胎凡例八則」（新津直樹博士所蔵。許可を得て掲載）

史料は縦31.0、横42.7cmの「死胎凡例八則」と題する一枚物（いちまいもの）である（図1）。全部で八則であるが、それぞれの項が（一）、（二）などと番号が付されているのではなく、〇印の下に八則がそれぞれ1～3行で記されており、八則自体は全部で14行である。八則の後に一行空けて記された最後の一行は本八則の運用上の心構えを論じた文章である。以下に復刻文を示すが、読みやすさを考慮して句読点を加えた。以下の引用文も同様である。

#### 死胎凡例八則

- 〇 凡破水下テ後、一二日モ間アツテ出産ナキ者ハ死胎ノ例也。假令五六日或ハ十日ニ及ル破水未タ切レサレハ、生胎ナルモノ也。
- 〇 凡出産ニ臨テ、崩血アラハレ下ル者ハ死胎ノ例也。血下ルトイエル、息ミ強ク脉数ナルハ、多クハ生胎トシルヘシ。
- 〇 胞衣ヒモ、子ヨリ先キニ出ルハ死胎ノ例

也。或血、胞衣ヒモト共ニ下ルモ亦死胎也。

- 〇 凡息ミ止テ、眠リヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例也。
- 〇 凡横産ニテ、手ヲ出、肘ニ及フモノハ死胎也。イマタ肘ニ及ハズ、手サキバカリ出タルハ、十二五六人ハ生胎也。又胞衣ヒモ尺ニ手ヲ出ス。死胎也。
- 〇 凡逆産、両足出シ、半日或ハ一日モ間アツテ分娩セサル。死胎也。
- 〇 凡臨産以前ヨリ脱血スル。死胎也。多ハ母子氏ニ死ス。
- 〇 凡妊娠中、大ニ腫、臨月ニ満タズ、或八月或九ケ月出産スルハ死胎例也。臨月マテタモツハ生胎也。然レ尺、大腫満々トシ、危急息迫スルハ、十ガ七八人ハ死胎ト知ルヘシ。

凡此八ケ條ヲ能ク熟察徹識シテ、而後術ヲ施ス第一也。

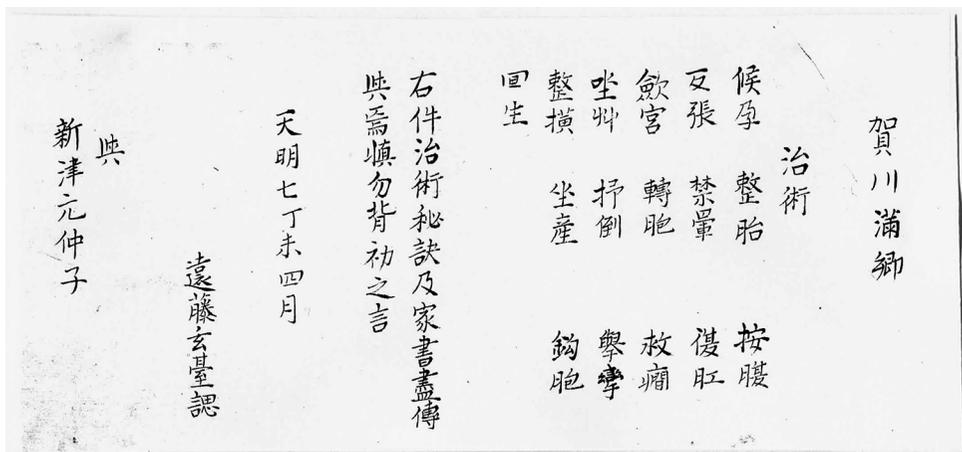


図2 「許可書」の後半の部分（新津直樹博士所蔵．許可を得て掲載）

このような史料の場合、伝来（所蔵歴，provenance）の詳細が史料の信頼性を判断する上で非常に重要である。新津博士のご教示によれば、同家は1750年（寛延3）から続く医家であり、医業二代目の元仲（1764–1830）が1787年（天明7）に賀川満卿（玄悦の嫡子、号は有齋）から賀川流産科の「許可書」（卷子本、図2）を授与されており、この時に同時に「死胎凡例八則」も授かったのではないかという<sup>5)</sup>。「許可書」は満卿の治術を遠藤玄臺（経歴不明、満卿の高弟と考えられる）が書写して元仲に与えたことになっている。因みに新津博士は八代目に当たる。同家には玄悦の「産論」（1765）など関連した多数の医書が伝えられている。本史料には「賀川」の文字や年紀が記されていないものの、上記した状況と史料の内容を考慮すれば、元仲が賀川満卿から伝授された「死胎凡例八則」と見做して何ら差し支えないと考えられる。そしてこの八則の正式名が「死胎凡例八則」であることも同時に明らかになった。

## 2. 「産科瑣言」の「死胎八則」と「死胎凡例八則」の比較

拙稿<sup>1)</sup>では賀川の「死胎八則」に関して「産科瑣言」の記述を次のように簡潔に意識して掲げた。なお本項では「産科瑣言」中の死胎については「死胎八則」と称する。

- 1則. 破水して一、二日産まれなければ死胎
- 2則. 出産時、暴（にわか）に出血するものは死胎
- 3則. 臍帯が先に出る者、血胞帯が共に出る者は死胎
- 4則. 破水が一斉に起こらず、少しずつ滴下し、脈が沈で遅の者は死胎
- 5則. 横産、手を出して臂に及ばないもの十の五、六は死胎
- 6則. 逆産で両足を露わして半日以上分娩しない者は死胎
- 7則. 臨産前から数度出血の見られる場合は死胎
- 8則. 腫大満気急迫するものは八、九は死胎

しかし、「死胎八則」の原典である「死胎凡例八則」が明らかになったので、改めて「死胎八則」と「死胎凡例八則」を比較検討してみたい。○は青洲のいう「死胎八則」、◎は「死胎凡例八則」である。

- 其一曰。凡破水而一兩日不産者死胎也。
- ◎ 凡破水下テ後、一二日モ間アツテ出産ナキ者ハ死胎ノ例也。假令五六日或ハ十日ニ及テ破水未タ切レサレハ、生胎ナルモノ也。
- 其二曰。凡出産ハ暴ニ下血者死胎也。

- ◎ 凡出産ニ臨テ、崩血アラハレ下ル者ハ死胎ノ例也。血下ルトイエ氏、息ミ強ク脉数ナルハ、多クハ生胎トシルヘシ。
- 其三曰。凡臍帯先于胎而出シモノ死胎ノ例也。
- ◎ 胞衣ヒモ、子ヨリ先キニ出ルハ死胎ノ例也。或血、胞衣ヒモト共ニ下ルモ亦死胎也。
- 其四曰。凡破水一斉不下、唯摘ゝ焉、努力至テ止者、脉沈遅者死胎ノ例也。
- ◎ 凡息ミ止テ、眠リヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例也。
- 其五曰。横産胎児出手而不及臂者十中五六死胎也。若及臂或臍帯俱出死胎也。
- ◎ 凡横産ニテ、手ヲ出、肘ニ及フモノハ死胎也。イマタ肘ニ及ハズ、手サキバカリ出タルハ、十二五六人ハ生胎也。又胞衣ヒモ氏ニ手ヲ出ス。死胎也。
- 其六曰。凡逆産露両足者半日或一日不分娩者死胎之例也。
- ◎ 凡逆産、両足出シ、半日或ハ一日モ間アツテ分娩セサル。死胎也。
- 其七曰。凡臨産以前数度脱血スル者ハ死胎ノ例也。多子母共ニ死ス。
- ◎ 凡臨産以前ヨリ脱血スル。死胎也。多ハ母子氏ニ死ス。
- 其八曰。凡妊娠大腫満、不至正臨産、或九月而出産者七八死胎也。然其大満気急、迫者維至テ日月乃八九ハ死者也。
- ◎ 凡妊娠中、大ニ腫、臨月ニ満タズ、或八月或九ケ月出産スルハ死胎例也。臨月マテタモツハ生胎也。然レ氏、大腫満ヲトシ、気急息迫スルハ、十ガ七八人ハ死胎ト知ルヘシ。
- ◎ 凡此八ケ條ヲ能々熟察徹識シテ而後術ヲ施ス第一也。

上に示したように「死胎八則」と「死胎凡例八則」を比較すると、青洲が比較的正確に「死胎凡例八則」を解釈して門人に口授伝したことが分かる。とくに本則が「死胎」に関するものであるから、青洲は「死胎凡例八則」中の「死胎」に関することに焦点を絞って門人に示したことは、例えば第1則において、「死胎凡例八則」には「假令五六日或八十日ニ及モ破水未タ切レサレハ、生胎ナルモノ也。」と生胎に関する記述も記されているが、青洲はこれを略して「凡破水而一兩日不産者死胎也。」と死胎の記述だけにし、第2則においても同様に「死胎凡例八則」の「血下ルトイエ氏、息ミ強ク脉数ナルハ、多クハ生胎トシルヘシ。」という生胎についての記述を省略している。その他の則においても同様である。前稿<sup>1)</sup>において「死胎八則」を略述して紹介した際、死胎のみの記述にしたのは、青洲の記述が殆ど死胎に関するものであったことによる。もちろん、生胎の診断も重要であるので、青洲はこれを全く無視したのではなく、口述において種々補足の説明や異なる見解が述べられていることは、第1, 4, 5, 7則において「震曰」として詳細な解説がなされていることで首肯されるであろう<sup>4)</sup>。第2, 3, 6, 8則についても補足説明があったと思われるが、筆録できなかつたか、あるいは何かしらの理由で記述しなかつたのであろう。

第4則について「死胎凡例八則」は「凡息ミ止テ、眠リヲ喜(この)ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例也。」とのみ記しているが、「死胎八則」は「凡破水一斉不下、唯摘ゝ焉、努力至テ止者、脉沈遅者死胎ノ例也。」となっており、説明が詳しくなっている。「摘ゝ」なる熟語は漢和辞典にも見えず、破水が一気に起こらず、徐々に滲み出ることを形容したと考えられ、修辭的に考えて同音の「滴々」の誤記であろう。逆にこのことからこの誤記は「産科瑣言」<sup>3)</sup>が口述の筆録であることの痕跡であることを示唆する。「死胎八則」の第8則「然其大満気急、迫者維至テ日月乃八九ハ死者也。」はこのままでは文意を理解することはできない。「維至テ日月乃」をどうしても解釈できないからである。この部分は「近世漢方医学書集成29 華岡青洲

(一) 記載の写本には「然共腫大満気急迫者縦令至 臨月八九死胎也」<sup>6)</sup>とあって一応文意は通るが、「縦至テ日月乃」の解釈には役立たない。このため前稿では全体をまとめて「腫大満気急迫するものは八、九は死胎」とした。今回の「死胎凡例八則」ではこの部分が「大腫満々トシ、気急息迫スルハ、十ガ七八人ハ死胎ト知ルヘシ。」とあるので、「日月乃」は「十ノ」の誤記ではないかと推測される。恐らくこの種の誤記は、口述の筆録に原因するというよりも、書写の繰り返しに起因するものであろう。

### 3. 諸写本に現れた「死胎八則」と「死胎凡例八則」の比較

青洲は「瘍科瑣言」の中で「死胎八則」に言及したが、「瘍科瑣言」は賀川玄悦の「産論」<sup>4)</sup>の記述中、処方の使用の不適を指摘したものである。このため「死胎八則」も「産論」や賀川玄迪の「産翼論」<sup>7)</sup>など関連する写本に披見されるのではないかと考えて鋭意探索したが、徒勞に終わった。ところが今回、賀川満卿による一枚物の「死胎凡例八則」が発掘されたため、改めて賀川満卿(有齋)とその次子満定(蘭齋)関係の写本を渉猟したところ、二、三の写本に「死胎凡例八則」と同様の記述を見いだしたので、それらを比較検討して見たい。

一枚物の「死胎凡例八則」には年紀が記されていないものの、新津家医業二代元仲(17が1787年(天明7)に賀川満卿から賀川流産科の「許可書」を授与されていることを勘案して、できれば同時代の、そして可能な限り1800年以前の写本を探索したが、目的を達することは出来なかった。以下、閲覧できた写本に披見される関連の記述について記す。以下の引用では改行は原文の通りで、句読点は著者による。

京都大学富士川文庫所蔵の「産術秘要」<sup>8)</sup>は書写者、書写年は不詳であるが、体裁などから考察して19世紀前半の写本ではないかと思われ、少なくとも幕末期の写本ではない。全93丁で無辺無界。内容は「産術秘要」、「賀川先生産術筆記」、「産術筆記」、「賀川家産論」、「賀川玄悦老医口授」であ

る。「産術秘要」の前半の「外伝」の冒頭に「平安賀川有齋先生 口訣ノ男 賀川蘭齋先生 校正」とあるので、内容的にも信頼性が高い。「賀川家産論」の冒頭に「死胎凡例八則」より「例」の一字が削除された「死胎凡八則」が以下のように記述されている。

#### 死胎凡八則

- ㊦ 凡破水下テ後、一二日モ間アツテ出産無者ハ死胎ノ例也。假令五六日或ハ十日ニ及ル破水未タ切レサレハ、生胎ナルモノ也。
- ㊧ 凡出産ニ臨テ、崩血アラワレ下ルモノハ死胎ノ例也。血下ルト云ル、息ミ強浮数ナルハ、多クハ生胎ト知ヘシ。
- ㊨ 胞衣ヒモ、子ヨリ先キニ出ルモノハ死胎ノ例也。或血胞衣ヒモトモニ下ルモノ亦死胎也。
- ㊩ 凡息ミ止テ、眠リヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例也。
- ㊪ 凡横産ニテ、手ヲ出、肘ニ及フモノハ死胎也。イマダ肘ニ及ハズ、手斗リ出タルハ、十二五六人ハ生胎也。又胞衣ヒモ共ニ手ヲ出ス。死胎也。
- ㊫ 凡逆産、両足出シ、半日或一日モ間アリテ分娩セサルハ死胎也。
- ㊬ 凡臨産以前ヨリハ脱血スルハ死胎也。多ハ母子共ニ死ス。
- ㊭ 凡妊娠中、大ヒニ腫、臨月ニ満タス、或ハ八月或九月ニテ出産スルハ死胎例也。臨月迄タモツハ生胎也。然レハ、大腫満々トシ、気急息迫スルハ、十カ七八人ハ死胎ト知ルヘシ。

凡此八ヶ條能々熟察徹識而後施術行治専第一也。

管見ではこれとほぼ同じ形式、つまり八則のみを簡条書に記述をしている史料が他に2点ある。一つは「賀川流産科秘伝」であり、もう一つは「奥術(別本)」である。前者の「賀川流産科秘伝」<sup>9)</sup>についてであるが、京都大学附属図書館富士川文庫

所蔵の写本で、書写者、書写年は不詳であるが、見返しにアルファベットで San Doctoe とあり、四辺双辺、有界、半丁11行で、1830年代以降の写本と推察される。内容的に妊娠、分娩に伴う「孕育」から「禁暈三術」までを取めた前半と「内術秘伝」の後半に分かれており、「死胎凡八則」は「内術秘伝」の末尾に記述されているが、目次には欠落している。「死胎凡八則」は以下のように記されている。題名の冒頭の△、各条文の冒頭の●は朱書されている。

#### △死胎凡八則

- 凡破水下テ、一二日モ間アリテ出産ナキモノハ死胎ノ例ナリ。假令五六日或ハ十日ニ及フトモノ破水ナキハ、生胎ト知ル可シ。
- 凡出産ニ臨テ、崩血アラハレ下ルモノハ死胎ノ例ナリ。血下ルト雖モ、息ミ強ク脉浮数ナルハ、多クハ生胎トシルベシ。
- 凡胞衣ヒモ、子ヨリ先キニ出ルモノハ死胎ノ例ナリ。或ハ血、胞衣ノヒモト俱ニ下ルモ亦死胎ナリ。
- 凡息ミ止テ、眠リヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例ナリ。
- 凡横産ニテ、手ヲ出シ、肘ニ及フモノハ死胎ノ例ナリ。未タ肘ニ及ハス、手サキハカリ出タルハ、十二五六人ハ生胎ナリ。又胞衣ノヒモト俱ニ手ヲ出スハ死胎ナリ。
- 凡逆産、両足出シ、半日或ハ一日間アリテ分娩セサルハ死胎ノ例ナリ。
- 凡臨産以前ヨリ脱血スルハ、死胎ノ例ナリ。多クハ母子俱ニ死ス。
- 凡妊娠中、大ニレ腫レ、臨月ニ満タス、或ハ八月或九箇月ニテ出産スルハ死胎ノ例ナリ。臨月マテタモツハ生胎ナリ。然レトモ、大腫満タトシ、気急急迫ナルハ、十二七八人ハ死胎ト知ル可シ。

凡此八例宜熟察徹識而后施治術。慎勿以誤人矣。

もう一つの史料「奥術（別本）」<sup>10</sup>は「日本産科

叢書」中に復刻されているものであるため、原写本の書誌についての詳細は不明である。「回生」、「夜着ノ暈法」以下30数項に渉る記述の末尾に「死胎八則」が箇条書に記されており、各条文の頭には数字が付されていない。各条文の内容は「産術秘要」<sup>8</sup>、「賀川流産科秘伝」<sup>9</sup>の条文と比較して、書写の繰り返しに起因すると考えられる文字の異同は認められるものの、殆ど同文と見做して差し支えない。そして全体として上記3史料の八則は「死胎凡例八則」とほぼ同様と見て差し支えない。

3史料の題がそれぞれ「死胎凡八則」、「死胎八則」と「死胎凡例八則」より1~2文字少なくなっているが、「死胎凡八則」は明らかに「死胎凡例八則」の「例」を書写時に書き落としたことは明らかである。その後、「凡」とありながら正確に「八則」であり、「死胎凡八則」では矛盾しているため、この系統の写本を書写した際、「凡」が不明確として削除されてできたのが「死胎八則」の題ではないかと推測される。したがって書誌的には「死胎凡例八則」が古い史料であり、「死胎八則」がより新しいといえることができる。このことは一枚物の題が「死胎凡例八則」となっていることによって実証される。八則のみを記述した史料類を以下A群と称する。

A群以外に、異なった記述方式をとっている一群の史料がある。それは各条文に引き続いて、その条文についての詳しい解説が述べられている史料である。これらを以下B群の史料と称する。B群の史料の題が何れも「死胎八則」であることが注目される。先ず例を示そう。

「産科秘要」<sup>11</sup>は書写者、書写年は不詳であるが、その体裁から判断して幕末期の写本ではない。無辺無界であるが、半丁に8行が丁寧に書写されており、体系的に整っている。その内容は「外術目録（「候孕之辨」以下10項目）、内術目録（「坐艸之辨」以下9項目）、「貴人臨産豫可備置品」（14品目）、「免許目録」（「床制方」以下24項目）である。この「免許目録」の3番目に「死胎八則」が披見される。各条文に引き続いて、その解説文が詳細に記述されているのであるが、先ず肝心の

八則の本文を以下に示そう。

#### 死胎八則

- 一 破水下テ後、一二日モ間有テ出産無キ者ハ死胎ノ例也。假令五六日或八十日ニ及テ破水未タ切レザレハ、生胎ナルモノ也。(30)
- 一 凡出産ニ臨テ、崩血頭レテ下ル者ハ死胎ノ例也。血下ルト雖モ、息ミ強ク脉数ナルハ、多クハ生胎ト知ル可シ。(5)
- 一 胞衣紐、子ヨリ先へ出ルハ死胎ノ例也。或血胞衣紐ト共ニ下ルモ亦死胎也。(4)
- 一 凡息ミ止テ、眠ヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎ノ例也。(13)
- 一 凡横産ニテ、手ヲ出シ、肘迄出ル者ハ死胎也。未タ肘迄出ズ、手先計リ出タルハ、十二五六ハ生胎也。又胞衣ノ紐共ニ手ヲ出スモ死胎也。(7)
- 一 凡逆産ニテ、両足出シ、半日或一日モ間有テ分娩セサルハ死胎也。(8)
- 一 臨産以前ヨリ脱血スルハ死胎也。多ハ母子共ニ死スル也。(15)
- 一 妊娠中、大ニ腫、臨月ニ満タス、或八月或九月ニテ出産スルハ死胎ノ例也。臨月迄保ツハ生胎也。然モ、大ニ腫レ満々、而気急息迫スルハ、十カ七八ハ死胎ト知ル可シ。(21)

上記の各条文に続く解説文の長さは区々であるが、一応それらの行数を各条文の末尾の( )内に示した。それらをすべて示すことは本項の目的でもなく、いたずらに紙数を費やすので、最も行数の少ない第3則の説明文を参考のため、以下に示しておく。

胞衣ノ紐先出ル者ハ、横産或逆産ト心得可シ。順産ニモ胎ノユガントル者ニ胞衣ノ紐先出ル者アリ。胎ノユガントルハ整横胎也。何レモ大概死胎也。

同じく富士川文庫の「産術秘要」<sup>12)</sup>にも「死胎八則」が見られる。このデジタルアーカイブの題

は「(賀川流)産科外術秘要」であるが、写本の題は表紙には「産科秘要」、扉には「産術秘要」とあって混乱している。全48丁、無辺無界、半丁11行。書写年、書写者は不詳であるが、虫食いがある。内容的には「産科外術秘要」、「内術秘要」、「備品」、「賀川蘭齋先生口授免許秘録」に分かれており、「賀川蘭齋先生口授免許秘録」は「床制方」以下24項目に亘って縷々述べられている。記述形式、順序とその内容から考察すると、「産科秘要」<sup>11)</sup>と同系統の写本ではないかと推察される。先ず本文の八則について示すと以下のようになる。

#### 死胎八則

- 一 破水下テ後、一二日モ間有テ出産ナキハ死胎ノ倒也。假令五六日或八十日ニ及テ破水未タ切レザレハ、生胎ナルモノ也。
- 一 凡出産ニ臨テ、崩血アラハレテ下ルモノハ死胎ノ例也。血下ルト云モ、息ミ強ク脉数ナルハ、多生胎ト知ヘシ。
- 一 胞衣ノ紐、子ヨリ先エ出ルハ死胎例ナリ。或血胞衣ノ紐ト共ニ下ルモ亦死胎ナリ。
- 一 凡息ミ止テ、眠リヲ喜ミ、脉沈遅ナルハ死胎也。
- 一 凡横産ニテ、手ヲ出シ、肘マテ出ル者ハ死胎也。未タ肘マデ出ズ、手先出タルハ、十二五六ハ生胎ナリ。又胞衣ノ紐共ニ手ヲ出スモ死胎ナリ。
- 一 凡逆産ニテ、両足出シ、半日或一日モ間有テ分娩セサルハ死胎ナリ。
- 一 凡臨産以前ヨリ脱血スルハ死胎也。母子共死スルナリ。
- 一 凡妊娠中、腫大ニ、臨月ニ満ス、或ハ八月或九月テ出産スルハ死胎ノ例也。臨月迄保ツハ生胎也。然レモ、大腫満々トシテ、気急息迫スルハ、十ガ七八ハ死胎ト知ルベシ。

各則の末尾にそれぞれ解説文が付されているが、その大要は「産科秘要」<sup>11)</sup>に近似しており、その長さは一行当たりの文字数が異なるので、単純に行数だけで示せないが、ほぼ同じと見て差し支えない。最も短い第三則の説明文は以下の通り

で、「産科秘要」<sup>11)</sup>の記述と同じと見てよく、異同は書写の繰り返しによる書き落としなどに起因すると見做したい。

胞衣紐先ニ出ルモノハ、横産逆産ト心得可シ。順産ニモ胎ノイカンダルモノニ胞衣ノ紐先エ出ル者アリ。何レモ大ガイ死胎也。

「産科秘要」<sup>11)</sup>の「胎ノユガンタルハ整横胎也」の一文が欠けていることは、「産術秘要」<sup>12)</sup>は「産科秘要」<sup>11)</sup>の系統の写本を書写したものであること、つまり「産術秘要」は「産科秘要」より新しい写本であることを如実に物語っている。この系統に属するもう一つの史料がある。「日本産科叢書」に収載された「産科秘要」<sup>13)</sup>に披見される「死胎八則」である。復刻文であるため原写本の書誌の詳細は不明である。第五則までは各条文の頭に「一」が付されているが、第六則以降それが欠落している。各条文とそれぞれの解説文は「産科秘要」<sup>11)</sup>に近似しているの、この系統の写本であろう。

千葉大学医学部附属図書館所蔵の「産術内外秘訣」<sup>14)</sup>はこの群に属する。1837年に三宅春齡の書写による無辺無界、31丁の写本である。その内容は求益堂産術免許誓文重録(1丁表)、目録(2丁表、裏)、外術(3丁表~21丁裏)、内術(21丁裏~26丁表)、賀川蘭齋先生免許秘録(27丁表~31丁裏)となっており、「死胎八則」は賀川蘭齋先生免許秘録の冒頭に記載されている。各則の冒頭には和数字が付され、本文とその解説が続けて記されている。先ず八則を以下に示す。

#### 死胎八則

- 一 破水下テ後、一二日モ間有テ出産スルモノハ死胎ノ例也。假令五六日或十日ニ及トモ破水未切レサレハ、生胎ナリ。
- 二 凡出産ニ臨テ、崩血スルモノハ死胎ノ例也。然レ息強ク脉数ナルハ、多ハ生胎ナリ。
- 三 胞衣紐ヨリ先露ハ、ルハ死胎ノ例也。血ト胞衣ノ紐ト共ニ下ルモノアリ。亦死胎也。
- 四 力息止テ、眠ヲ貪リ、脉沈遅ナルハ死胎ノ

例也。

- 五 凡横産ニテ、手ヲ出シ、肘マテ出ルハ死胎也。未タ肘出サズ、手サキ斗リ出ルハ、五六ハ生胎也。又胞衣ノ紐トモニ手ヲ出スモ死胎也。
- 六 凡逆産、兩足出シ、一日半日モ間アリテ分娩セサルハ死胎也。
- 七 凡臨産以前ヨリ脱血スルハ死胎也。多ハ母子共ニ死スルモノ也。
- 八 凡妊娠中、大ニ腫、臨月ニ不及、八九月ニテ出産スルハ死胎ノ例也。臨月マテ保ツハ生胎也。然レ、大腫満タトシテ、氣急息迫スルハ、十カ七八ハ死胎ト知ヘシ。

八則の主旨は他のB群の史料のそれらと殆ど同じと見做してよいが、文章の細かい点については差が認められる。例えば、第一則の第2句について示すと、「産科秘要」<sup>11)</sup>では「一二日モ間有テ出産無キ者ハ死胎ノ例也」とあり、「産術秘要」<sup>12)</sup>では「一二日モ間有テ出産ナキハ死胎ノ倒也」とあるが、本写本では「一二日モ間有テ出産スルモノハ死胎ノ例也。」となっている。前二者では「出産無(ナ)キ」と否定文であるが、この写本では「出産スル」と肯定文になっている。全体の文意としては両者共に誤ってはいない。この違いは単に書写の繰り返しに起因するというよりもむしろ口述自体の差によるものと考えたい。このことは解説文によっても首肯されよう。前に示した第3則の解説文は本写本では以下のように示されている。

胞衣紐ヨリ出ルハ横胎逆胎也。順胎ニモ少ク正シカラサルモノニハ紐ヲ出ス事アリ。何レモ多ク死胎也。

主旨としては同じであるが、文章が書写上の異同の範囲を超えて大きく異なっていることが理解されよう。A群の史料では八則に続いて「凡此八ヶ條能々熟察徹識而後施術行治専第一也。」などの一文が見られるが、この写本では他のB群の写本と同様に、このような文の記載はない。B群の史料に見られる八則も全体として「死胎凡例八

則」とほぼ同様であると見做して差し支えない。

### 考察と結語

「死胎」の診断は分娩において極めて重要であった。診断を誤り、処置が遅れば母体の死を招く可能性が高くなるからである。このような理由で、処方を中心に口述した「産科瑣言」ではあったが、その中で青洲は「死胎」の診断について賀川流の診断基準を「死胎八則」として言及し、第1, 4, 5, 7則については賀川と異なる見解を示した。今回、新に信拠すべき一枚物の史料「死胎凡例八則」が新津直樹博士によって発掘された。これまで単に諸写本に転記されて「賀川ノ死胎八則」として知られてはいたが、原典が不明であった。今回の発掘によって、賀川流の死胎の診断基準が、正式には「死胎凡例八則」と呼ばれ、間違いなく8則であることが確認されたことは大きな進歩であるといえよう。

今回、満卿による一枚物の「死胎凡例八則」が発掘されたことは、この八則が玄悦、玄迪関係の刊本には認められず、満卿(有齋)、満定(蘭齋)関係の写本に散見されることを考慮に入れると、「死胎凡例八則」の提唱は満卿によるものと考えたい。しかし、その提唱年は不詳で、今後の研究課題である。

青洲が「産科瑣言」の中で八則に言及して、例えば第一則については「是計ニテ死胎トハ余リ云放シタル事ナリ。二三日シテ死胎ナキモ経歴セリ。是ハ其徴ヲ見ルニハ、先舌色ニテ分カツヘシ。或ハ舌色青ヒレカ、リ、又ハ黒胎ニ成ハ死胎也。標也。假令五六日或十日無破水者是生胎也。是等ノ様ニ長ビク者アル故、兎角催生ノ薬カ急ニシヘカラス。前ニ云通、和気飲ノ加減法宜シトス<sup>3)</sup>と述べていることは、青洲がB群の史料に書かれた詳細な解説文<sup>15)</sup>を読んでおらず、八則の条文のみを記述したA群の史料を読んでいたことを強く示唆する。このことは青洲が「死胎八則」と述べて「死胎凡例八則」とは記述していないことによって傍証されよう。しかし、青洲の使用した史料名までを特定することは不可能である。死胎の診断は賀川流産科の一大特色である母体を救う「回生

術」<sup>16,17)</sup>に直接的に関係する事項である。このことを考慮すれば、一枚物の「死胎凡例八則」は「産科瑣言」の記述の欠を補うのみならず、賀川流産科の研究においても重要な史料である。

本稿を草するに際して貴重な史料「死胎凡例八則」と有益な情報を提供され、また校閲の労も取って戴いた新津直樹博士(甲府市)に対して感謝の意を表する。

### 参考文献および注

- 1) 松木明知. 華岡青洲編「産科瑣言」諸写本の書誌とその内容の研究. 日本医史学雑誌 2020; 66: 359-374.
- 2) 賀川玄悦. 産論. 4巻. 1765. 国会図書館デジタルコレクションでは「子玄子産論」として閲覧できる.
- 3) 華岡青洲. 産科瑣言. 本間玄調撰. 青洲華岡先生遺教 春林軒二十一種四集. 公益財団法人武田科学振興財団 杏雨書屋所蔵 請求番号 杏3169-4. 22丁裏-24丁表
- 4) 松木明知. 華岡青洲編「産科瑣言」諸写本の書誌とその内容の研究. 日本医史学雑誌 2020; 66: 371-372.
- 5) 新津博士のご教示(2021年1月5日付書簡およびその後のメールによる資料の提供による)によれば、新津家は系図上、三右衛門光頼(寛文中に歿)―庄右衛門(頼常, 元禄6年歿)―半左衛門(常氏, 享保7年歿)―源左衛門―三右衛門(入婿)―玄廣―元仲―玄仲……となっており、医家としての初代は玄廣で、安永4年(1775)に歿したという。なお新津博士には「新津家医業の祖・新津玄廣について」、「名古屋丹水翁 一子伝(新津玄廣)」などの草稿があるが未発表である。
- 6) 華岡青洲. 産科瑣言. (写本). 大塚敬節, 矢数道明編. 近世漢方医学書集成29 華岡青洲(一). 東京: 名著出版; 1980. p. 555.
- 7) 賀川玄迪. 産翼論. 1775. 京都大学附属図書館富士川文庫所蔵. 請求番号 サ172.
- 8) 産術秘要(写本). 京都大学附属図書館富士川文庫所蔵. 請求番号 サ132.
- 9) 賀川流産科秘傳(写本). 京都大学附属図書館富士川文庫所蔵. 請求番号 カ85.
- 10) 奥術(別本). 増田知正, 呉 秀三, 富士川 游編. 日本産科叢書. 東京: 松崎留吉; 1895. p. 255-265.
- 11) 産科秘要(写本). 京都大学附属図書館富士川文庫所蔵. 請求番号 サ131.
- 12) 産術秘要(賀川流)産科外術秘要(写本). 京都大学附属図書館富士川文庫所蔵. 請求番号 サ110.
- 13) 産科秘要. 増田知正, 呉 秀三, 富士川 游編. 日本産科叢書. 東京: 松崎留吉; 1895. p. 248-249.
- 14) 「千葉大学学術リソースコレクション」の「古医書

コレクション」で検索可能。 <https://alc.chiba-u.jp/c-arc/>  
(最終アクセス 2021 年 7 月 30 日)

- 15) 例えば「産科秘要」(京都大学附属図書館富士川文庫所蔵。請求番号サ131)の第一則に続く解説文「破水而強キ児ハ一日半位ハ生胎ニテ居者也。弱キ児ハ一日半トナリテハ死胎トナル也。生胎ナレハ日ヲ長ク引死母ノ氣力不衰者ナリ。故ニ生胎ナレハ急ニ産マセシテ可也。死胎ナレハ急ニ出スカ肝要也。以下省略。」を読んでいれば、青洲の疑問が多少は解消されたので

はないかと推察される。

- 16) 「回生術」の詳細は「産論」にも記述されていないが、青洲の門人廣田伝亮の「見聞録」中に詳細に記述されている。下記文献参照のこと。  
松木明知。廣田伝亮(泌, 子泉)の「見聞録」と1820年代初期の春林軒における医療。日本医史学雑誌 2020; 66: 245-266.
- 17) 緒方正規。賀川子玄と回生術。日本産科学史。大阪：緒方正規；1919。p. 126-131.

## On the Newly-Found Kagawa-Style *Shitai-hanrei-hassoku*: A Supplement to “A Study on Seishu Hanaoka’s *Sankasagen* and Its Contents”

Akitomo MATSUKI

Department of Anesthesiology, Hirosaki University Graduate School of Medicine

In his manuscript *Sankasagen*, Seishu Hanaoka commented on Gen-etsu Kagawa’s eight clauses of fetal death. Some points were vague, however, and until now it was unclear if Hanaoka correctly understood how to diagnose them. In January, 2021, Dr. Naoki Niitsu of Kofu reviewed my article on *Sankasagen* that appeared in the December issue of the *J. Jap Soc. His. Med.* (2020; 66: 359-374), and offered me a single leaf document for further study. The document, *Shitai-hanrei-hassoku*, was given by Mankyo Kagawa (son of Gen-etsu Kagawa) to Genchu Niitsu when he completed his obstetric training under Mankyo in 1787. It describes a guideline for diagnosing fetal death, consisting of eight clauses, making up for the inadequate description in *Sankasagen*. Very similar eight clauses are found in several manuscripts by Mankyo Kagawa. This is useful for the historical study of Kagawa-style obstetrics.

**Key words:** Seishu Hanaoka, *Sankasagen*, Gen-etsu Kagawa, *Sanron*, *Shitai-hanrei-hassoku*